

こうち男女共同参画プランの改定について

平成27年9月
県民生活・男女共同参画課

プランの位置づけ

- 「男女共同参画基本法」及び「高知県男女共同参画社会づくり条例」に基づき策定。H13年の策定以降、5年ごとに改定。
- 高知県男女共同参画推進本部会議及びこうち男女共同参画会議において進捗管理

現プランの進捗状況

テーマ	推進方向	目標項目	目標値	H26未実績	(目標値)
1.意識を変える	(1) 男女間の意識を変える	○男女共同参画計画策定市町村の割合	67.6%	55.8%	・「家族経営協定締結農家数」等目標達成したものもある一方、市町村における計画策定や、審議会等の委員男女構成比等進捗が十分でないものがある。
	(2) さまざまな場での意識を変える	○県職員の男女共同参画研修参加所属数	全所属	109所属	
2.場を広げる	(1) 政策・方針決定過程への女性参画の拡大	○県の審議会等の委員構成男女比	均衡	33.5%	
	(2) 働く場を広げる	○家族経営協定締結農家数	750戸	864戸	
	(3) 地域・防災分野における男女共同参画の推進	○農村女性リーダー認定数	350人	308人	
	3.環境を整える	(1) 仕事と生活の調和	○次世代育成支援企業認証数	124社	
(2) 高齢者等が安心して暮らせる環境の整備		○乳児保育実施市町村数	全市町村	28市町村	
(3) 生涯を通じたからだこころの健康支援		○延長保育実施か所数	117か所	105か所	
(4) 女性に対するあらゆる暴力の根絶		○休日保育実施か所数	8か所	3か所	
		○病児・病後児保育実施か所数	13か所	8か所	
○一時預かり事業実施か所数		35か所	36か所		
○放課後児童クラブ等実施校率(小学校)	92%	90%			
○子育て応援の店協賛事業所数	600	583			

(モニタリング指標)
・「県職員の育児休業取得率」など経年変化をみる指標
・43項目中23項目で進捗がみられるが、いずれも小幅な進捗
→ 男女共同参画の取り組みは一定の成果が認められる一方、まだ道半ばの状況

改定の基本的な考え方

→ 3つのテーマ「意識を変える」「場を広げる」「環境を整える」は引続きテーマとして設定しつつ、次の1~4により改定

1.「男女共同参画社会に関する県民意識調査(H26年度実施)」結果の反映

- 調査結果の分析から、より充実すべき取組を、「検討視点①~⑤」として整理

(分析)

- 男女平等に関する意識 ⇒ 意識改革は十分には進んでいない
・「社会全体」について66%が男性優遇と回答 ※前回64.9%
・全国調査と比べ、男性優遇の回答割合が最も多い分野は「家庭生活」(全国43.2%、本県51.5%)
 - 男女の役割分担の理想と現実 ⇒ 家事・育児の分担について理想と現実には隔たりがみられる
・理想として最も多い回答が「共同で家計を支え、共同で家事・育児を分担」の44.5% ※前回44.3%
・現実として最も多い回答が「共同で家計を支え、主に妻が家事・育児を分担」の40.7% ※前回35.0%
 - 女性の働き方の理想と現実 ⇒ ライフステージや希望に応じて、柔軟な働き方が選択できる環境が求められている
・結婚や出産等を機に働き方を変えることが理想という回答が全体の約半数を占めている
(理想) (現実)
- | | | |
|--|-------|-------|
| 結婚や出産にかかわらずフルタイムで仕事を続ける(続けた) | 32.9% | 40.7% |
| 結婚や出産するまではフルタイムで、その後はパートで仕事を続ける(続けた) | 18.7% | 12.2% |
| 子どもができたら仕事をやめ、大きくなったらフルタイムで仕事を続ける(続けた) | 18.7% | 9.3% |
| 子どもができたら仕事をやめ、大きくなったらパートで仕事を続ける(続けた) | 12.0% | 16.4% |
- 49.4%
- 理想的な女性の働き方実現に必要なこと ⇒ 女性が働くための環境整備が求められている
・家族や地域で最も多い回答は「男性が家事・育児・介護などに参加すること」の58.3%
・企業等職場で最も多い回答は「仕事と家庭生活の両立に職場の理解が得られること」の51.9%
・行政の取組で最も多い回答は「保育サービスが充実すること」の40.3%
(世代間の分析では高齢層になるほど「介護サービスの充実」の割合が増加(20代:7.7%→50代:24.8%)

(検討視点)

- ①男女共同参画のベースとなる男女平等に関する意識啓発の取組
- ②男性にとっての男女共同参画の取組(家事・育児・介護への参加の意識啓発)
- ③希望する女性への就労支援(再就職支援・継続就業支援)
- ④企業等職場への働きかけ(女性登用促進、ワークライフ・バランス)
- ⑤子育て・介護しながら働き続けられる環境の整備

2.「高知県まち・ひと・しごと創生総合戦略」との連動

- 総合戦略の基本目標3「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる、女性の活躍の場を拡大する」の具体的な施策をプランに明確に位置付け

3.国の第4次男女共同参画基本計画との調和

- 都道府県は、国の計画を勘案して策定(男女共同参画基本法)

「第4次計画策定にあたっての基本的な考え方(素案)」(H27.7.28内閣府公表)に記載の策定方針 ※特徴的なものの抜粋

- ①「男性中心型労働慣行等の変革と女性の活躍」(長時間労働の削減などの働き方改革、男女共同参画に関する男性の理解の促進など)を計画全体にわたる横断的視点として冒頭に位置づけ
- ②女性の活躍推進法の着実な施行とともに、さらに踏み込んだポジティブ・アクションの実効等を通じて積極的な女性採用・登用を進める
- ③非正規雇用労働者やひとり親など、生活上の困難に陥りやすい女性が増加している中、女性が安心して暮らせるための環境整備を進める

4.女性活躍推進法への対応

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律 ※都道府県に関する規定の抜粋

- ①事業主行動計画を策定(女性採用比率や管理職比率などの把握・分析を踏まえ定量的目標を設定) ⇒ 総務部等で策定予定
- ②施策の推進計画を策定 ※努力義務 ⇒ 男女共同参画計画と一体的な策定が可
- ③各支援措置の実施(相談・助言等、認定一般事業主等の受注の機会の増大、啓発活動、協議会の設置) ※努力義務